

東松山市社会福祉協議会個人情報保護規程
ひとり親世帯商品券給付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

東松山市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、ひとり親世帯商品券給付事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等は、次のとおりである。

<p>個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)</p>	<p>1. 基本情報—氏名、住所、電話番号等の申請者に関する基本情報 2. 収入の状況—非課税の状況 3. 世帯の情報—氏名、性別、年齢、生年月日、緊急連絡先(住所、電話、職場等)、世帯状況等 4. その他、本事業の提供に際し必要な情報</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>1. ひとり親世帯への商品券給付の為 2. 本事業に係る各関係機関との連携の為 3. 申請者の人権擁護の為 4. 施設運営、教育、研修及び行政命令遵守の為</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>1. 内部での利用 (1)ひとり親世帯への助成のため ・申請等の審査及び照会のため ・振込み手続きのため (2)当事業所の管理運営、教育、研修に関して ・申請状況による助成のための管理 ・業務の維持・改善のための基礎資料 ・申請者及び事業所の安全管理のための利用 ・施設内における実習、事例研究での利用 2. 外部への提供 (1)当事業者の管理運営業務のうち ・東松山市役所への生活保護受給世帯、生活保護申請世帯の照会 ・外部監査機関への情報提供 (2)本人からの同意がなくても個人情報を第三者に提供できる場合 ①法令に基づく場合 ②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成に必要な場合 ④国の機関などに協力する場合</p>